

凡 例

I. 分類構成

I－1 意匠分類原理

意匠分類は、特許庁及び他の利用者に有効な検索ツールを提供することを主たる目的とするものである。

意匠分類は、物品の用途の概念を主として用い、必要に応じて機能、形態等の概念を用いる。(以下 用途分類主導型と称す)

I－2 意匠分類の構成

- (1) 意匠分類の構成はグループ、大分類、小分類、画像意匠分類とする。
- (2) 意匠分類の構成の単位は、グループ＝物品分野、大分類＝物品群、小分類＝物品（もしくは物品群）、画像意匠分類＝画像を含む意匠とする。
- (3) グループ構成
 - ① 全物品（分類対象）を用途の概念によりいくつかに大別し、その各個をグループという。
 - ② このグループの構成は社会通念上の概念に則るものであるが、あくまで意匠分類に限って便宜的に用いるものである。従って、グループの用途の概念は大分類以下の展開に際しては全面的には拘束しない。
 - ③ グループの配列は、消費財的な物品分野から生産財的な物品分野へ順序を追って配列する。
 - ④ いずれのグループにも属さない物品等を分類するグループを設ける。(意匠法上の意匠を構成しないものを含む)
 - ⑤ 分類記号及び桁数の展開
アルファベット（I, O, Q, X, Y, Zを除く）順に1桁で展開する。
- (4) 大分類構成
 - ① グループ（物品分野）をいくつかの物品群に区分けし、その各個を大分類という。
 - ② 大分類は当該グループを用途の概念によって区分けすることにより構成する。
 - ③ グループ内のいずれの大分類にも属さない物品を分類する大分類を設ける。
 - ④ 一部グループに「〇〇（グループ名）汎用部品（一部付属品も含む）」という大分類を設ける。
 - ⑤ 大分類概念相互の概念の大小をできるだけ均等にする。
 - ⑥ 分類記号及び桁数の展開
0 から9までの1桁順列展開とする。
- (5) 小分類構成

- ① 大分類（物品群）をいくつかの物品（もしくは物品群）に区分けし、その各個を小分類という。
- ② 小分類は5桁よりなり、上位から下位に向って、1桁目、2桁目、3桁目、4桁目、5桁目と称する。
- ③ 小分類の分類展開は十進分類法により行う。
 - (イ) 小分類1桁目は大分類の概念を9に区分けし、その各個に1から9までの数字を付して分類記号とする。
 - (ロ) 1から9までのいずれにも分類できないものには0を付し、「雑及び総合」として最初に置く。
 - (ハ) このうち分類記号の9に区分けされるものは部品及び付属品に関する分類とする。9に区分けされたものをさらに下位に展開するときは、一般展開原則による。（部品及び付属品の分類および分類記号の使用については「部品及び付属品の分類構成」参照。）
 - (ニ) 小分類2桁目は小分類1桁目で区分けされた各個をさらに9に分割し、その各個に1から9までの数字を付して分類記号とする。2桁目の0及び9については(ロ)、(ハ)の規定を適用する。
 - (ホ) 小分類3桁目、4桁目、5桁目の分類展開は1桁目、2桁目と同じ方法で行う。
- (6) 画像意匠分類構成
 - ① 全分類の意匠を、画像を含むものと含まないものに区分けし、画像を含むものを画像意匠分類という。
 - ② 全小分類（物品もしくは物品群）の下位に、画像意匠分類を展開する。
 - ③ 画像意匠分類は、アルファベット1桁「W」と数字よりなる。
 - ④ 分類記号及び桁数
アルファベット1桁「W」とその下位の数字2桁で展開する。

I－3 Dターム分類原理

Dターム（意匠ファセットターム）は、意匠分類の展開原理以外の原理によって構築する意匠分類を補完する検索ツールである。多様な検索を可能とするため、Dタームの分類原理は用途や機能等自由な観点を設定できるようにすると共に、ファセット（多観点検索）型の分類としても使用できることとする。

I－4 Dタームの構成

- (1) Dタームは、その導入によって審査効率の向上を期待しうる物品分野に関して、意匠分類の下位に、Dターム記号を展開する。
- (2) Dタームは3桁よりなり、1桁目、2桁目、3桁目と称する。

- (3) Dタームの記号はアルファベット記号（A～ZただしI、O、Wを除く）を使用する。
- (4) 共通な条件を有する物品間、または、共通タームを設けることで審査効率の向上を期待しうる物品分野においては、Dターム記号に共通の意味を与えることができる。
- (5) 全ての意匠分類（画像意匠分類を除く）に対し、次の二つのDタームを設ける。
なお、各意匠分類におけるDターム記号及びDタームの表示の記載は省略する。
 - ① V Z A：図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの
 - ② V Z B：外観の一部の面が開示されていないもの
- (6) Dタームに階層は設けない。

I－5 雑及び総合分類の構成

- (1) 物品の用途概念によって分けられるいずれのグループにも属させることのできない物品等を分類するためのグループを設ける。（意匠法上の意匠を構成しないものを含む）
- (2) グループ内のいずれの大分類にも属させることのできない物品等を分類するための大分類を設ける。
- (3) 大分類内のいずれの小分類にも属させることのできない物品等を分類するための小分類を設ける。
- (4) 雑及び総合分類の分類記号
 - ① グループの分類記号はアルファベットの「N」を使用する。
 - ② 大分類は、含まれる物品等の概念によって分けし、0から9までの1桁順列展開とする。
 - ③ 小分類は、大分類の概念を更に分けし、その各個に1から9までの数字を付して分類記号とする。

I－6 部品及び付属品の分類構成

- (1) 部品及び付属品の分類は、その関係するそれぞれの意匠分類の項目ごとに付属して設ける。
- (2) 汎用性のある部品及び付属品については、汎用部品及び付属品の大分類項目を設ける。
- (3) 部品及び付属品の分類記号
大分類及び小分類において、部品及び付属品の分類をあらわす分類記号には「9」を使用する。

Ⅱ．意匠分類・Dターム表の構成

Ⅱ－１ 意匠分類及びDタームの表示

(1) 意匠分類の表示

- ① グループ、大分類、小分類毎に表示を設け、各分類記号の直後に付す。
- ② 用語
 - a. 意匠分類の表示に用いる用語は単語（複合語的表現を含む）とする。ただし、グループ、大分類の分類の表示は除く。
 - b. 意匠分類の表示に用いる用語は一般用語又は専門用語を使用し、一般用語又は専門用語の使用に際しては可能な限り、日本工業規格で使用される用語及び学術用語などによることとし、外来語をそのまま使用するときは片仮名を用いる。
- ③ 同一の意匠分類の表示を重複して使用することはできない。
- ④ 意匠分類の表示は可能なかぎりそれぞれの分類展開段階の外延を包括した表現とする。

(2) Dタームの表示

- ① Dターム毎に表示を設け、各分類記号の直後に付す。
- ② Dタームの表示は単語又は文章で簡潔にあらわす。
- ③ Dタームの表示は上位意匠分類の表示以外の表現とする。
- ④ Dタームの表示の直後にDターム付与記号を付す。
 - a. 「@」は、同じ@マーク番号のDタームから必ず1つ以上付与を行う、全件付与Dタームを表す。
 - b. 「*」は、同じアスタリスク番号のDタームから1つだけ付与を行う、選択的Dタームを表す。

(3) 雑及び総合分類の表示

グループの表示は「他グループに属さない物品等」とする。

(4) 部品及び付属品の分類の表示

- ① 小分類における部品及び付属品の分類の表示は個々の物品に専用される部品及び付属品の場合は、その関係する物品の分類の表示につづけて「部品」「付属品」の用語を付してあらわし、部品（群）及び付属品（群）の概念をあらわした分類の表示とする。
- ② 大分類における部品及び付属品の分類の表示は、その属するグループの表示に続いて「汎用部品及び付属品」の用語を用いてあらわす。

Ⅱ－２ この分類に含まれる物品の名称欄

- (1) 意匠分類・Dターム表において、最終展開された意匠分類項目ごとに、「この分類に含まれる物品の名称」欄を設ける。

- (2) 「この分類に含まれる物品の名称」欄には、意匠分類項目に含まれる代表的な物品の名称を列挙する。ただし、同一物品に関して、二以上の物品の名称がある場合は、いずれか一方を記載する。
- (3) 一つの物品の名称は一つの意匠分類項目への掲載を原則とする。ただし、組物、用途の概念と異なる区分原理で展開される意匠分類項目においては、同一の物品の名称が二以上の分類項目にまたがる場合がある。

Ⅱ－３ 再掲載表示

- (1) 分類体系からいって、当然設けられているべき意匠分類項目または物品が、本来あるべき位置になく、他の位置に移動もしくは他の意匠分類項目に併合されている場合、その意匠分類項目または物品を「再掲載表示」として本来あるべき位置において表示する。
- (2) 再掲載表示は「再掲載分類」と「再掲載物品」の二種類とする。
 - ① 再掲載分類＝意匠分類項目の段階で再掲載表示を行うときは「再掲載分類」といい、その意匠分類の表示を本来あるべき位置に表示する。
 - ② 再掲載物品（物品群も含む）＝意匠分類項目に含まれる物品の段階で再掲載表示を行うときは「再掲載物品」といい、その物品の名称を本来あるべき位置に表示する。
- (3) 再掲載表示は分類記号を有さず、かわって意匠分類記号欄には「・」（ドット）を付してあらわし、再掲載した意匠分類の表示、または物品の名称の後に再掲載分類、または当該物品が所属する意匠分類記号を付す。

ただし、「再掲載物品」((2)－②)については意匠分類記号の前に※印を付して識別記号とする。

ドットの数はいずれも再掲載表示を行う場所の桁数の数だけ付す。

Ⅱ－４ 対応する旧意匠分類欄

- (1) 意匠分類・Dターム表において、最終展開された意匠分類項目ごとに、「対応する旧意匠分類」欄を設ける。
- (2) 「対応する旧意匠分類」欄には、各意匠分類（Dターム含む）に対応する旧意匠分類記号を纏めて記載する。
- (3) 「対応する旧意匠分類」欄には、対応する旧意匠分類のうち、最も上位の意匠分類展開記号のみを記載することとし、その分類の下位に展開する意匠分類項目は記載しない。また、対応する旧意匠分類が多数存在する場合、主な意匠分類記号のみを記載する。